

平成18年度 第1回新城市地域情報化計画策定委員会 会議録

1 日 時 平成18年6月13日(火) 午後5時30分 ~ 午後6時50分

2 場 所 新城市役所本庁舎2階 政策会議室

3 出席者 (50音順(市役所委員を除く)・敬称略)

委 員	大原 意和大	河合 敏弘	小西 祥二
	佐野 真一郎	佐野 泰三	下江 洋行
	夏目 みゆき	藤本 忍	古瀬 剛
	鈴木 久雄(市)	黒田 厚志(市)	池田 定利(市)

アドバイザー	(社)日本農村情報システム協会	
事務局	矢野副部長(事務局長)	熊谷副課長
	榊原主査	安藤主任

4 欠席者 委 員 小笠原 清

5 傍聴者 0人

6 会議事項、議題及び会議結果

(1)委嘱状交付

・委員を代表し、大原意和大委員へ市長より委嘱状を交付。

(2)市長あいさつ

・18年度に、今後の新城地域の情報化計画についてご審議頂いて、一定の方向性を打ち出して頂きたいと考えている。

・この情報化を考える際に、3つの主要な点がある。第1に、情報格差というものをいかに埋めていくかということである。光通信等の高度な情報基盤を作られたご家庭と、整備の遅れたご家庭とでは、年間約200万円の経済的損失があると言われており、地域全体として見ると、就業の機会、企業誘致の機会がその都度失われており、これ以上退化させることはできない状態である。また、愛知県全体において、ケーブルテレビについてホームページを見ると、新城市から以北が完全に陸の孤島となっている状態であり、この状態を放置することは地域として許されないことである。

・第2は、2011年に地上デジタル放送への完全移行となる。これに対して、どういう備えをしていくかということが課題である。

・第3は、それが備わった上で、新城地域にとってこれからのあるべき情報化の基盤整備、また情報化社会の恩恵を享受できる地域社会づくりではないかと考えている。

・情報格差により新城には損失が生じているという観点から、地域あげて情報化基盤を整備していかななくてはならないと考えているところである。

- ・2011年の対応の手法を含め皆様にご議論頂いて、あるべき姿、費用対効果、市民の皆様への周知も含めて、非常に幅広い議論になるが、忌憚のないご議論をして頂きたいと思う。

(3) 委員紹介

(4) 委員長及び副委員長の選出

- ・「新城市地域情報化計画策定委員会設置要綱」第2条第2項の規定に基づき、出席委員の互選により、以下のとおり選出した。

委員長 佐野 真一郎 委員
副委員長 小西 祥二 委員

(5) 議題

ア 「新城市地域情報化計画策定」に向けて

- ・事務局より地域情報化計画の概要について説明。

イ 新城市地域情報化計画の構成概要(案)

- ・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。

ウ 新城市地域情報化計画策定スケジュール(案)

- ・事務局より説明し、質疑応答の後、原案どおり承認された。

エ その他

- ・当委員会のアドバイザーである(社)日本農村情報システム協会より、情報基盤整備に係る国の助成制度について説明。

7 配布資料

- ・「新城市地域情報化計画」の策定に向けて
- ・新城市地域情報化計画の構成概要(案)
- ・新城市地域情報(放送・通信)基盤整備の概要(案)
- ・新城市地域情報化計画策定スケジュール(案)
- ・その他参考資料

8 会議の経過

事務局長

議事に入りたいと存じます。議事につきましては、設置要綱第2条第4項の規定に基づき、委員長に議事進行をお願いすることになっております。佐野真一郎委員長、よろしくお願ひいたします。

委員長

議事に入る前に、3点についてご了承頂きたいと思います。

1点目は、地域の実情に即した情報化の新たな取り組みをオープンに検討する上から、策定委員会の会議を原則として公開したいと思います。また、会議録についても、委員の方に認定していただいた上で、ホームページ等で市民の皆様にも広くお知らせしたいと考えております。

2点目は、議事録の認定者として、出席者名簿順で河合敏弘委員と佐野泰三委員をお願いしたいと思います。

3点目は、設置要綱第3条第3項の規定に基づき、地域情報化計画策定及び地域情報基盤整備計画に係る支援業務を依頼しております(社)日本農村情報システム協会様に、本日この委員会にアドバイザーとしてご出席をお願いしました。

システム協会

【入室、挨拶】

委員長

それでは、議事の進行に入ります。1番目の「新城市地域情報化計画の策定に向けて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

これから、地域情報化計画についてご協議頂きますが、まず、地域情報化計画がどのようなものなのかを始め、新城市地域情報化計画の概要についてご説明させていただきます。

まず、「地域情報化計画とは」ということですが、地域においては少子高齢化、人口減少問題、それから環境問題など、また、地域の活性化など様々な課題が山積みされており、このような課題の解決なり地域の活性化に取り組んでいくということが求められている一方で、情報通信分野では、パソコン、携帯電話、インターネット等の技術が急速に進んでおります。「地域情報化」とは、「情報通信を活用するという手段のもとに、医療・福祉、教育の充実、地場産業の発展、広域行政の展開、環境負荷の低減など、地域の様々なサービスを高度化・効率化することを通じて地域の活性化や課題の解決を可能とするもの」と言われております。手段として情報通信を活用する、施策として地域の様々なサービスを高度化それから効率化ということになるかと思えます。

具体的に、情報通信の活用の効果としては、時間的なこと、距離的なものを超越できるということであり、ここで、船便でどうだ、航空便でどうだという物流の例がありますが、その他に、例えば映像のことを考えますと、今では衛星通信等で世界の裏側でも瞬時に情報が流れてきますが、電子メールを考えますと、衛星を始めとして様々な機器などを介さなく、個人レベルで様々な地域と効率的に情報の交換や共有が可能など非常に高いメリットが考えられます。

次に、様々な行政のサービスの高度化・効率化ということですが、引越しの手続きを例に示しております。従前のような転出届を出し、又は転入先で転入届を出すというようなことが、現時点においては転入先へ一度出向けばOK、これは些細な例ですが、この例に限らず時間的、距離的な制約を克服できる施策が可能となります。ただ、これはすべての地域において同じようなスピードで行われているものではない、やはり地域による温度差、格差があるというのが現状となっております。そういう意味で、各地域において現状をはっきりと把握した上で推進していく必要があります。

では、国が今どのような形で情報化を推進しているかということですが、現在は今年(平成18年)1月にIT戦略本部が示した「IT新改革戦略」が基本となっております。2001年の「e Japan戦略」、「5年以内に世界最先端のIT国家になる」、初めにITの基盤整備から始まり、「e Japan戦略」、これはITの利活用、次にITの構造改革力の追求ということでこの「IT新改革戦略」が示されております。

これまでのIT戦略が、まずIT基盤の確立と機器の普及に力点が置かれていたのが、今回の重要ポイントとしては、構造改革による飛躍、ITを利活用することにより従前の慣行等が変わっていく、これが構造改革につながると考えられております。次に、利用者・生活者重視、従前はITの設備投資という観点から供給者の視点が中心であったのが、これからは利用者の満足度という視点。最後に、構造改革による飛躍と利用者・生活者重視の施策を通じて得た解決モデルなどの情報を海外に情報発

信して国際貢献を行うことを目指すとされており、情報基盤の整備が前提で次の段階、ITの利活用の段階に入っているという状況にあります。このような状況を踏まえて都道府県、市町村が地域情報化を推進するということとなります。では、新城の状況がどうかということで、新城市地域情報化計画の概要を説明します。

計画策定の目的は、今後新城市としてどのような基本的姿勢で情報化を推進していくのかという指針を示すことであり、基本理念としては、合併時に作られた新市まちづくり計画に示された新・新城市の将来像である「～人と自然が織りなす～笑顔・活力創造都市」を市民と行政が情報を共有することによって実現していくということになるかと思えます。従って、新市まちづくり計画をベースに新城市の現状と課題、それから市民のニーズ、その他の市の計画を加味しながら計画を作っていくこととなります。なお、通常のベースとなる市の総合計画は、本市の場合、合併してまだ半年ということで、現在策定中であり、現時点では新市まちづくり計画がベースとなります。次に、本市の現状ですが、これまでの情報化施策の例としては、地域の情報化、これは市民サービスの情報化ということですが、同報無線、ホームページの開設、又は市議会会議録の公開、最近になりますとメール配信システムということで、皆様お持ちの携帯電話のメールアドレスを登録することによって、例えば地域防犯の情報ですとか、災害関連の情報がその都度メールで送信されるというシステムが導入されております。また、行政の情報化、これは行政内部の効率化を目指す情報化ですが、財務会計や介護保険システム、最近では職員一人一台パソコンが配備され、庁内LANもやっと落ち着いたという状況です。やはり、これらは部門別のシステムということで、市民の方と行政が情報の共有ができるというような市全体のネットワークという観点からは遅れているという状況が見受けられます。

このような現状に加え、先程市長も言っておりましたが、大きな課題があります。2011年7月に地上波デジタル放送へ全面転換されるということ、最近、徐々に、テレビ等でPRされておりますが、デジタル放送になると従前のテレビでは見られないというようなことは、皆さん薄々感じておられるし、興味を持っておられる方には非常に大きな問題として捉えられていると思えます。

この地域では、共聴アンテナが多いわけですが、問題は、単にテレビあるいは共聴施設を改修等すれば見られるという状況ではないということです。現在の共聴アンテナの受信点にデジタルの電波が届かない恐れが指摘されております。そうした場合、アンテナの位置を変える必要があることから施設の改修だけでは終わらず、非常に経費がかかるということ、それから、現在自宅の上にアンテナを立ててテレビを見ている方もおみえになると思えますが、今まで見えていたから機械だけ変えればデジタル放送が見られるかというそうではない。テレビの難視聴地域が拡大する恐れも指摘されております。デジタル化によって機器を変えなければいけないという話はあるけれども、もう一步踏み込んだ課題が周知されていない状況があります。

それから、インターネットの利活用環境が不十分であるということです。ADSLは全市町村で接続という動きがありますが、新城では中心市街地が光ケーブルの敷設を理由にADSLが繋がらないという状況があります。それから携帯電話の不感地帯の問題、さらに、通常市町村においては市域内にある公共施設はネットワーク化さ

れており、日常の情報交換が行われているわけですが、本市ではそういったネットワークがないことから、民間から多額な経費で借り上げて運営している、こういうような状況にあります。

従いまして、計画を考える上で、市の将来像を考えることに加え、2011年7月の地上波デジタル放送への全面転換などを始めとする具体的な諸課題にどう対応すべきかを示すことが非常に重要であると考えられます。

また、愛知県においても、新城市を含めた三河山間地域の情報格差是正対策の検討が予定されております。本市の現状として、市域内及び都市部との情報格差の現状。それから、市の財政状況も踏まえての検討が必要であるということ。場合によってはケーブルテレビ等の手法であれば、新たな住民負担の問題、利用料を払ってテレビを見るということの住民コンセンサスの問題もあります。このようなことも踏まえながら検討していく必要があると考えております。

最後のページになりますが、具体的な地域情報化計画の構成については、後ほど説明しますが、今後検討していく上で、ハード面、どのような基盤整備をしたらよいかということが中心の話題となろうかと思えます。ここで気をつけて頂きたいのは、基盤整備の次の段階、要は器(機械)だけを整備しても本来の目的が達成されるものではありません。その基盤を如何に活用して、地域と行政の情報を共有する、情報という財産を如何に活用するかという視点が重要となってくると考えております。整備した基盤を活用して、行政の情報化、地域の情報化を推進し、地域全体で情報を共有することが市民との協働につながっていく、地域の活性化につながっていくと考えておりますので、そのような観点を含めて今後考えていかなければいけないと考えております。

以上で、私からの説明を終わります。

委員長 ただいま、事務局から「新城市地域情報化計画策定に向けて」のプレゼンが行われましたが、ご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

委員長 新城市の中心市街地ではADSLが使えないというのは、具体的にどの辺りになりますか。

事務局 ADSL通信は、電話局から自宅までがメタルケーブルでないとサービスが受けられず、その間に光ケーブルがあるとADSLは使えません。そういう地域にお住まいのご家庭は、ISDNを使っているかと思えます。その箇所は、まず川田の一部、川田原の全域、ユニーの辺りの的場の一部、城北一丁目、二丁目、それに、平井・富永の一部、富沢一丁目、二丁目、東高校の辺り、それと鳳来地区の緑が丘のすぐ横の橋を渡った辺りとなっております。今後についても、NTTでは、ADSLは光ケーブルへの過渡的な技術であることから、ADSLを使えるような施策を展開する予定はなく、現状維持のままだと聞いています。以上です。

委員長 ありがとうございます。その他、ご質問等はございませんか。

委員長 それでは、次の議事に入りたいと思います。2番目の「新城市地域情報化計画の構成概要(案)」と、3番目の「新城市地域情報化計画策定スケジュール(案)」について、関連がございますのでまとめて議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 最初に、「新城市地域情報化計画の構成概要(案)」についてご説明させて頂きま

す。

この計画につきましては、6月から12月で計画を作るよう考えております。まず、今後の策定委員会の検討の予定でございますけれども、第1章、第2章、第3章につきましては、次回の7月に予定しております策定委員会でご検討願いたいと考えています。メインとなる第4章、第5章については、8月にご検討願うことになろうかと考えております。6章から8章については、それ以降になると思います。

まず、情報化計画をなぜ作らなければいけないかという、IT基本法というのがございます。正式には「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」といい、平成13年7月6日に施行されました。それに基づいて情報化計画を作ることになっております。IT基本法の第11条には、地方公共団体の責務としまして、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と書かれています。そして、「IT革命に対応した地方公共団体における情報化施策に関する指針」では、総合的な推進計画を策定することがうたっています。つまり、市の地域情報化計画というのは、市の将来の情報化施策の方針・姿勢等を広く市民に示すために、情報化計画を作ることになります。

戻りまして、まず1章から8章までありますが、これは他の市町村でも情報化計画を作っておりますが、一般的な構成の概要でございます。

まず、1章につきましては、地域情報化計画の位置づけを記すこととなります。情報化計画の概要等もここで説明していきます。

2章につきましては、地域情報化の施策としまして、国の情報化、県の情報化の動向をうたっていく形になります。先程、事務局長が申したとおり、国、県の動向を踏まえて現状把握、分析し、新都市の新市まちづくり計画における情報化方針と整合性を取りながら施策を考えていくということになるかと思えます。

第3章につきましては、新都市における情報化の現状と課題ということで、地域情報化の現状、新たな情報化施策の必要性、地域情報化における課題と、3つに分けてございます。現状につきましては、情報通信基盤、行政の情報化、市民サービスの情報化などについて、新都市の情報化の現状をまず把握します。次に、住民意向調査を全世帯行いました。役所にも情報化施策についてヒアリングをして、併せて市民の情報化に関するニーズを分析していきます。それから導き出された分析結果を踏まえて、情報化で解決すべき課題について整理していくことになると思います。

次に、4章、5章につきましては2011年問題がメインになりますが、4章につきましては、新都市における地域情報化の方針、これにつきましては先程事務局長が申したとおり、新市まちづくり計画がございますので、それに即して地域の情報化を考えていくということになろうかと思えます。基本理念につきましては、新都市地域情報化計画でめざす新都市の情報化の将来像を示します。まちづくりの基本方針につきましては、現状より抽出した課題を整理し、必要となる機能を検討した上で、新都市が情報化を推進するための方向性を示します。次に、施策の展開としましては、情報化計画の施策目標から具体的な施策への展開を示すこととなります。

4章で決めた方針に基づきまして、それを推進していくというのが5章でございます。一つ目として、情報通信基盤の整備方針ということになります。これにつきましては、次の資料の「新都市地域情報(放送・通信)基盤整備の概要(案)」で簡単に説明させていただきます。情報基盤整備のポイントといたしましては、全世帯に行いました意向調査の結果によりますと、地域内情報格差、先程の光収容ですとかADSLでも局からの距離に起因する通信速度に恵まれないですとか、市域内で情報格差が生じているということです。また、地上デジタル放送受信環境の整備が望まれること、そして市町村合併によって行政の情報網が更なる整備充実が望まれるということです。それは、行政ネットワークにつきましても全公共施設が結ばれているわけではなく一部ですので、市民サービスの向上、行政事務の効率化を図るためにも整備充実が望まれるということでもあります。

地域情報通信網の効率的な構築については、民間事業者による整備が原則ですが、なかなか利益が出ないこの地域におきましては難しいこともあります。特に財政が苦しい折、行政による二重投資は回避するという点に注意が必要となります。

また、先程市長が申しましたように情報基盤がないと世帯で年間200万円ぐらい損をしてしまうということを言っておりましたけど、これにつきましては、総務省の「次世代ブロードバンド構想2010」より引用した図によりますと、2004年には134万円だったのが、2010年には情報基盤がない一般家庭では229万円損をしてしまいます。

では、それを解決するにはどうしたらよいかということで、ポイントとして、民間参入の計画を推進して、民間導入加入エリアと不採算地域の役割分担を明確にし、民間が参入しやすい環境を用意し、地域によっては行政の事業により整備を進め、管理・運用を委託するなど、行政と民間が補完的に協調していくことが重要であるということになります。都会でしたら勝手にCATVが来たり、FTTH(光ケーブル)が来たり勝手にサービスをしています。人口密度が低い、あるいはエリアが広い地域につきましては、なかなかCATV業者など民間の参入ができませんので、民間が参入しやすいようにある程度行政が補完的に協調していくことが必要ではないかということになります。

次に、行政の情報化についてです。行政内ネットワークは、当然セキュリティは守らなければいけないし、個人情報保護も留意しなければなりません。ネットワークを利活用するにおいてもIP電話の導入や保健・福祉・医療・防災など自主放送の製作も含め、行政全体の情報交換並びに共有の効率化を図っていかねばいけないということが、行政の情報化の必要なところ。以上が、情報基盤整備の大きなポイントになるのではと考えています。

次に、地上デジタル放送の課題と展望というところでございます。現在の地上波アナログ放送は、2011年7月24日に終了することはテレビ等で正式にアナウンスされております。デジタル化につきましては、データ放送による行政情報の配信やインターネットと連携した双方向機能を利用したメディアとして新しい価値が発生し、住民サービスの重要なメディアとして確立されていくこととなります。また、テレビの共同

受信施設、一般的に共聴施設と言っておりますが、老朽化が著しくケーブルや機器などの交換の必要な施設が多く、また、デジタル放送対応のための改修後のメンテナンスなど新たな技術も容易ではない状況でございます。新城におきましては、旧新城では688世帯、旧鳳来では2,553世帯、旧作手では460世帯、計3,701世帯の方が共聴施設で受信されております。新城市の世帯は16,234世帯ですので、22.8%の方が共聴施設でテレビを見ているということになります。ただ、地上波デジタルになりましたら、更に見えない地区も出てくるものですから、若干率は上がってくるのではと理解しております。それと、共聴組合には一般的に自主組合とNHKが改修費用等のお金を一部出してくれるNHK共聴というのがありますが、新城市においてはNHK共聴が多くを占めております。NHKも2011年までに共聴施設機器の一部であるNHK部分の改修・更新をしようとはしておりますが、全国広いものですから当地域の共聴施設の改修計画は未定でございます。次に、光ケーブル等によるIPマルチキャストで同時再送信の議論があるということで、最近よく新聞に出ております。光ケーブルでテレビに接続すると、インターネット上でテレビを見ることができるということでございます。ただ、これにつきましては、通信で事業を行おうとすると著作権とのからみもありまして、放送が流せなかったわけですけど、今後著作権の問題等を総務省竹中大臣が私的懇談会などで、放送と通信の融合ということで、IPマルチキャスト放送ができるというような形で議論されているところです。しかし、本市におきましては、一般にいう難視聴地域の切り札と言われておりますIPマルチキャストでテレビを見ようとしても、現在情報基盤がないものですから、このままでは解決手段にはならない状況でございます。右のほうに小さな図がありますけれど、光ファイバー網の整備・活用とありまして、今回地上デジタル放送の対策だけでしたら、共聴施設の改修・更新をしたり、技術的に未定ですが衛星放送や簡易電波発射装置、CATVなどでデジタル放送に対応できることになります。

また、携帯電話の不感地域も大きな問題でございますので、光ケーブルの伝送経路を使って携帯電話の不感地帯を解消できる方策もあります。

次に、地域イントラネットということで、公共施設間、役所と保育園、郵便局など公共ネットワークにも活用できるということが図に示されております。以上をまとめると、放送系と通信系を統合した情報通信基盤整備の検討ということが、今回策定委員さんにご審議頂く大きなテーマということになります。

1枚戻りまして、第5章の2として情報システムの整備、本計画にて掲げる情報システムの概要を示しますということで、CATVや光ケーブルを引いたら市民に対して何に使うのかということを示さなければなりません。まずは、市民に対して何が使えるかというアプリケーションが情報システムになります。例えば、一般的には防災、教育関係、営農関係、議会放映など様々なものがありますが、そういったシステムを考えていく必要があります。

次に、3の情報拠点の整備ということで、情報化施策を展開するにあたって、情報化推進の中心となる拠点、情報サービス提供場所及びネットワーク化する拠点の検討を行ってまいります。例えば、公共施設はいろいろありますけど、情報センターを更に高度化してネットワークの拠点としていくということも含めて考えていくということで

ございます。

4番目につきましては、各種補助事業及び各種支援制度の整理ということになります。情報基盤によっては、何億、何十億ということになってまいりますので、国の補助制度、県の補助制度、又は起債等も含めて構築費用を考えていかなければいけません。

6章は、簡単に情報システムの管理運営計画、7章は情報化の推進についての体制や気をつけなければいけないこと、また8章の実現に向けた行動計画につきましては、情報システムごとの実施スケジュールを明示することになります。

次に、情報化計画策定のスケジュールということで、2011年を念頭に市議会の関係、補助制度の申請の時期等、もろもろの要因の中で策定スケジュールを考えております。この表で、若干前後するところがあるかもしれませんが、このような具合でやっていきたいと考えております。この情報化計画策定につきましては、若干、日が押しておりますので、できれば策定委員会を毎月1回程度、少々早めに前倒しで進めていきたいと考えております。最終的なものにつきましては、12月の策定委員会で最終調整をして頂いて、1月の市長報告となる予定でございます。以上です。

委員長

ただいま、事務局から地域情報化計画の構成概要(案)と計画の策定スケジュール(案)が示されました。これについて、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

副委員長

2枚目の情報基盤整備の概要について説明して頂きましたが、いろいろなことを自分の中で整理したいので確認させて頂きまして、今回の基盤整備の中で地上デジタルに関わる整備があって、ブロードバンドに関わる整備があって、携帯電話に関わる整備があって、地域イントラネットの活用という言葉と一緒に並んでいるんだけど、地域イントラネットというのは結局ブロードバンドを利用するなり、地上デジタルの対応をするなり、そこに関わって付随的についているのかなあと、それから情報システムについても同じように先程の3つの基盤整備の中で付随して出てくるのかなあと、あと拠点はどうするのか、一応これだけの中身を整理しておけばいいということなのか。

事務局

基本的に、これらを全て解決するには光ケーブルを利用した情報基盤しかないというイメージです。例えば、光ケーブルを加入者系で引いたとしても、光ケーブルが引いてあるということは、中の光ケーブルの利用を行政でも利用できる、それがイントラネットになりますので、市民も利用できる、例えばCATVでしたらテレビが見られる、全て光ケーブルが基で解決できるじゃないかなと思います。携帯電話につきましても、鉄塔までは光ケーブルでもっていきますので、光ネットワークができれば光ケーブルを利用して鉄塔までもって行って携帯電話が使えない地域が解消できるという手法も考えられます。

委員長

その他、何かありますでしょうか。

委員

民間との兼ね合いですけど、共聴施設なんかは公のことなのか、光ケーブルは行政がやるようなことなんでしょうか。

事務局

本来、光ケーブルは民間がやってくれば、何の問題もありません。都会はみんなそうです。地方へ行くと、人口密度が低かったり面積が広がったりということで、民間

参入がないということでございます。民間参入がないから行政は何もやらなくてもいいかという、それだと何もできないので、ある程度行政が関わっていかないと光ケーブルのネットワークができないということです。テレビにつきましても、本来放送につきましても、NHKは放送法に基づいてNHKは全ての地域で見えるようにしなければいけない、また民放については見えないところは自己責任で見えなくてもいい、というスタンスだと思います。ただ、NHK共聴は全国に見えないところがたくさんありますが、NHKはこれをどうするかということは明確に言っておりませんし、2011年に間に合わなかったらどうするのかということもあります。生活に欠かせない放送と通信、携帯を含めて、IT技術を市民全員に享受できる環境が必要であるのではないかと考えております。

事務局長

委員のおっしゃるとおり、テレビなりインターネットというのは、本来「民」の領域といいましょうか、個人の領域と思います。ただ、今榊原が説明しましたように、深刻な過疎化により情報格差が生じている現状において、やはり国においても過疎地域等に限定して補助制度を作っている、ケーブルテレビや光ファイバー網の整備について補助制度を作るということは、行政がやはり手を出さなくてはいけないのではないかと考えております。以上です。

委員長

その他、何かございますでしょうか。

それでは、新都市地域情報化計画の構成概要(案)と基盤整備の概要(案)ということ、それから策定スケジュール(案)ということで、この流れでお認め頂けたということでよろしいでしょうか。拍手で決をとりたいと思います。お認め頂ける方、どうぞ拍手をお願いします。

全委員

(拍手)

委員長

ありがとうございました。では、この案で基本的には進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、次第の最後の4番目その他を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局長

それでは、先程紹介しましたシステム協会の さんから、最近の国なり県の動向等を踏まえて、現状について説明をさせていただきます。

システム協会

システム協会の と申します。初めに、 から国の施策の現状等についてご説明させていただきます。

システム協会の でございます。よろしくお願いいたします。国の施策といたしましては、各省庁、主に最近では総務省、それから農林水産省、国土交通省、あと経産省も若干ありますけれども、各省庁でいろいろな情報化施策ということで支援を行っております。今日、ご説明させていただきますのは、その中でも総務省と農林水産省の助成制度についてご説明させていただきます。

(以降、 氏)

それでは、地域情報化を進めていく上で、それに係る諸官庁に総務省、農林水産省がありますので、その助成制度の概要というものを説明させていただきます。

総務省の助成制度につきましては、交付金事業としまして地域情報通信基盤整備

推進交付金というものがございます。次に起債事業、こちらは地域活性化事業債と財源対策債、次に過疎対策事業債、辺地対策事業債、更に合併特例債というものがございます。

まず、「地域情報通信基盤整備推進交付金」の方ですけれども、こちらの概要としましては、ケーブルテレビでありますとかADSL、FWA等、情報格差是正に広く使えるものを対象としていきますというものです。具体的な事業の実施主体及び対象地域ですけれども、1番目としまして過疎、離島、半島、山村、豪雪及び沖縄県、次に合併市町村、3番目に第三セクター法人となっております。交付率につきましては、行政については1/3、三セクについては1/4というスキームとなっております。対象設備ですけれども、例えば本体施設でありましたらアンテナ施設、ヘッドエンド、鉄塔、光電変換装置、無線アクセス装置でありますとか衛星地球局、海中中継線でありますとか海底分岐装置といったものが対象となります。付帯設備につきましては、センター設備でありますとか受電設備、スタジオ設備、監視装置、測定器、用地取得費でありますとか局舎の費用、伝送路、受信装置というものが付帯設備の対象となっております。サービス内容としましては、ケーブルテレビでありますとかADSL、FWA、衛星インターネット等を対象としております。こちらは、地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進していくための交付金ですよということを総務省は言っておられます。

起債事業ですけれども、地域活性化事業債、財源対策債、過疎対策事業債、辺地対策事業債、合併特例債がございまして、先程説明しました交付金の補助裏という形で、プラスアルファのところで持ち出しを少なくすることができる手段として活用が考えられると思います。

次に、農林水産省の事業ですけれども、「元気な地域づくり交付金」という名称のものがございます。こちらは、地方公共団体や農協、農業関係機関、公共関係機関の通信ネットワークを構築することが可能となります。また、農業情報を含む行政情報等の提供を行うとともに、高速、大容量及び双方向通信を可能とするケーブルテレビの整備に対する補助でございます。事業主体としましては、都道府県ですとか市町村、一部事務組合、こちらは広域事務組合という言い方をしたほうがいいかもしれませんが、また、農業協同組合ということになります。対象地域としましては、基本的に農業振興地域でございます。補助率につきましては、1/3以内の定額でございます。対象設備ですけれども、受信アンテナ、鉄塔、ヘッドエンド、伝送装置ですとかスタジオ設備、電源設備、受電設備、インターネットに接続するシステムですとか用地取得費などがございます。更に、総務省事業と違うところは、農業振興地域内におきましては一般世帯、農家又は農業関連施設への伝送路の整備が可能となります。農業振興地域外では、事業所ですとか一般世帯、農家は対象となりません。また、この農林水産省の交付金では、市町村役場また公共施設等の伝送路も補助対象となっております。また、総務省事業と違うところとしましては、農業関連機関のモニタリング装置ですとか伝送路、こちらもお対象となります。というところが農林水産省の交付金の特徴となっております。以上です。

委員長

ありがとうございました。何かご質問、ご意見等ございましたら挙手をお願いします。

委員 FWAと衛星インターネットについて説明してもらいたい。

システム協会 FWAというのは、光ファイバーに接続がどうしても難しいようなところ、地形的に難しかったり建物により難しい場合、途中まで光ファイバーを引いてそこから無線で飛ばしてインターネットをしましょうというシステムです。また、衛星インターネットにつきましても、低軌道衛星というのがありますが、その衛星を使って、例えば登山で片山右京さんがエベレストへ行って奥さんにメールを出したっていう話がありますが、そういったことをイメージしたらいいと思います。

委員長 その他、何かご質問はありますか。

委員長 日本農村情報システム協会さんは、他の市町村へのアドバイスとか過去の実績とかはどうですか。

システム協会 今回の計画の以前に、県さんのほうで行いましたアンケート調査のお手伝いをさせて頂きまして、またその前の年は三河山間の情報基盤の基礎的な調査をやらせて頂いております。この近くですと、豊田市さんの情報化計画のお手伝いをさせて頂いております。あと他県になりますが、岐阜県の東白川村さんでケーブルテレビを引いておられますが、そのお手伝いをさせて頂いております。

委員長 何か他にご質問はございますでしょうか。

委員 補助制度の紙の資料はいただけますか。

システム協会 はい。お出しします。

委員長 事務局からは、他に何かありますか。

事務局 事務局からは、以上でございます。

委員長 それでは、本日の議題は全て終了いたしました。委員の皆様、ご協力ありがとうございました。

事務局 本日は、遅くまでありがとうございました。最後に、次回の委員会の日程について若干調整させて頂きます。事務局案としましては7月11日(火)、時間は今日と同じ17時30分からということをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

全委員 (了承)

事務局 それでは、7月11日(火)午後5時30分ということで、場所につきましては通知でお知らせするということをお願いいたします。

それから、今回は本日資料をお渡ししましたが、次回からは事前に皆様に送付しまして会議を迎えたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、どうもありがとうございました。

[午後6時50分閉会]